

介護保険に関する各種書類の簡素化及び押印を見直すことを求める  
意見書

新型コロナウイルス感染予防策として、国はテレワークや在宅勤務を民間企業や各団体に奨励しているが、アメリカ合衆国やイギリスなどと比較して普及が進んでいないことは周知の通りである。

その理由として、インターネット環境の不備など物理的な原因もさることながら、行政機関に提出する申請書・届出書などの各種書類が必要以上に多く、また複雑であり、何かと押印が必要であるなど、我が国の従来から行ってきた慣習も大きな要因の一つである。

これは介護保険事業においても例外ではなく、例えば居宅介護支援であれば比較的テレワークや在宅勤務が行いやすい業務内容であるが、行政機関に提出する書類（介護保険要介護（要支援）認定申請書など）の多くに押印が必要であるので、この印を押すために出勤しなければならないなど、テレワークや在宅勤務を妨げる要因になっているのである。

行政機関に提出する申請書・届出書などの多さや複雑さ、慣習としての「はんこ文化」の問題は、介護保険事業に限らず社会全体に共通する問題ではあるが、特に介護保険事業は高齢者と接する機会の多い職種であるため、新型コロナウイルス感染予防の観点からも早急な対応が求められる。これは介護保険事業者だけでなく、介護保険を利用する被保険者にとっても有益であると確信している。

よって、本市議会は国に対し、介護保険に関する各種書類の簡素化及び押印について必要性を改めて検証し、合理性・必要性が低い・ない場合には押印を見直すことについて早期に実現を図るよう強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年6月18日

千葉県松戸市議会

内閣総理大臣           あて  
総務大臣  
厚生労働大臣  
経済産業大臣  
衆議院議長

参議院議長